

医療職及び福祉職 養成修学資金貸付のしおり

新冠町

新冠町では、地域の医療と福祉の向上を図るため、将来、新冠町職員として又は町内の医療・福祉機関に医療職又は福祉職として従事しようとする方に、修学資金の貸付制度を設けています。制度内容、注意事項等は次のとおりです。

1. 貸付対象者	医療職、福祉職等の養成施設に進学又は在学している方で、将来、新冠町職員として、又は町内の医療・福祉機関に対象職種の有資格者として3年以上勤務しようとする方
2. 対象職種	<p>○医療職 保健師、助産師、看護師及び准看護師 診療放射線技師、薬剤師、理学療法士及び作業療法士</p> <p>○福祉職 社会福祉士、介護福祉士、保育教諭</p>
3. 貸付金額	<p><u>月額10万円以内</u></p> <p>※授業料、PTA会費、生徒会費、修学旅行費、学級費、図書費、家賃及びこれらに類する修学に必要な経費の年額を12で除した額（千円未満切捨て）が10万円を下回る場合はその額が上限となります。</p>
4. 貸付期間	<p><u>在学している養成施設の正規の修学期間（休学・停学期間を除く）</u></p> <p>※入学から一定期間を経過した場合であっても、入学当初まで遡って、貸付対象期間とすることも可能です。</p>
5. 貸付方法	<p><u>本人名義の口座に毎月振り込みます。</u></p> <p>※経過期間を遡って貸付を受ける場合は、過去分を初回の貸付実行の際にまとめて振り込みます。 ※町予算の都合上、初回の振込まで一定期間を要する場合があります。</p>
6. 貸付申請	<p>修学資金貸付申請書（指定様式）に次の書類を添えて申請ください。</p> <p>①誓約書（指定様式） ②身上申告書（指定様式） ③戸籍謄本又は世帯全員分の住民票 ④健康診断書 ⑤写真（正面、脱帽、上半身で6ヶ月以内に撮影したもの） ⑥授業料、家賃等の金額がわかる書類 ⑦在学証明書又は入学決定通知書 ⑧連帯保証人の「所得証明書」及び「納税証明書」</p>

7. 連帯保証人	<p>貸付の申請にあたっては、連帯保証人が2名必要です。連帯保証人の要件等は次のとおりです。</p> <p>①指定する様式（誓約書）により提出すること。</p> <p>②連帯保証人は、道内において独立の生計を営む成年者であること</p> <p>③修学資金の貸付を受けようとするものが未成年者である場合、連帯保証人のうち1人は、その者の法定代理人（保護者）であること。</p> <p>④連帯保証人が欠けたとき、又は破産その他の事情により適正を失ったときは、新たな連帯保証人を定めて届け出ること。</p>
8. 貸付決定	<p>修学資金の貸付の可否を決定し、申請者に通知します。</p>
9. 借用証書	<p>修学資金貸付が終了したときは、借用証書の提出を求めます。</p>
10. 返還及び返還免除	<p>養成施設を卒業後、引き続き新冠町職員として又は町内の医療・福祉機関に対象職種の有資格者として3年以上従事された場合には、貸付金の返還が免除されます。</p> <p>ただし、次の場合には、修学資金の貸付を受けた期間に相当する期間内に、一括、月賦又は半年賦の均等払の方法により、貸付金を返還して頂きます。</p> <p>①養成施設を退学したとき、修学資金を貸付することが適当でないと認められるとき、貸付の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。</p> <p>②養成施設を卒業後、新冠町職員として又は町内の医療・福祉機関に対象職種の有資格者として勤務しなかったとき。</p> <p>③養成施設を卒業後、新冠町職員として又は町内の医療・福祉機関に対象職種の有資格者として勤務した場合で、従事した期間が3年に達しないうちに退職したとき。（養成施設を卒業後、他の養成施設に在学し貸付を受けた者は、3年に当該貸付期間を加算した期間に達しないうちに退職したとき。）</p>

問い合わせ先

新冠町総務課総務グループ総務係

〒059-2492 新冠郡新冠町字北星町3番地の2

TEL 0146-47-2111

メール info@niikappu.jp

その他留意事項

《卒業後の就職について》

- ・卒業後に町職員として又は町内の医療・福祉機関に対象職種の有資格者として勤務しようとする者が対象となり、3年以上勤務することで貸付金の返還が免除される制度ですが、卒業後に町内での採用が約束されるものではありません。また、町内での募集そのものが無い場合も想定されます。

《町内に就職出来なかった場合について》

- ・募集が無かった場合についても、町内で就職出来なかった場合は、返還義務が生じるため、返還計画をご提出いただき貸付金を返還していただくこととなります。なお、返還中に、町職員として又は町内の対象施設に従事した場合は、採用以降の部分が免除対象となります。（返還済みの部分の払い戻しはできません）

《従事期間について》

- ・返還免除の要件としている3年以上の従事期間に、休職・休業期間は含めません。

《償還について》

- ・貸付金の償還期間については、条例にて貸付期間内としているため、貸付期間が2年間であれば、償還期間も2年の間で行っていただくこととなります。
- ・償還方法については、町から送付する振込用紙を用いて、指定する金融機関にて納付下さい。なお、口座引き落とし等にも応じますのでご相談下さい。

《連帯保証人について》

- ・貸付金の償還に関して、本人が償還出来ない場合については、連帯保証人の方に償還していただくこととなります。